

平成24年11月7日（水）

第89回郵政民営化委員会後 委員長記者会見概要

（11：50～12：25 於：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室）

（会見概要は、以下のとおり。）

○西室委員長

どうもたくさんお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の郵政民営化委員会の概要についての説明をさせていただきたいと思います。資料は既にお配りしているとおりであります。

本日は、前回が10月29日でございましたけれども、その委員会で日本郵政グループから株式の処分について説明を受けた際に、もう少し詳しく説明してくれないかをお願いをして、例えば監査法人の監査は一体どんなスケールでどういうスケジュールかということ、その他詳しい説明につきまして、日本郵政グループから説明をいただいたということでもあります。

かんぽ生命保険の関係の学資保険の改定についてでございますけれども、利用者メリットは一体何なのだというところについての再確認をさせていただいたということでもあります。一番大きなメリットは、保険料が低価格化するということでありまして、払込保険料の総額に対する保険金の受取総額の割合がアップするというところで、効率的に教育資金を準備できるということでした。

改定後の学資保険の発売時期の件につきましては、できれば4月までにはと申しあげましたけれども、色々詳細を聞いてみると、利用者利便を考えれば、できる限り早くということでありまして、4月という時点が大きな意味を持つということにはならないと私どもとしては理解をいたしました。

あと、色々なやりとりがございましたので、それについての御紹介をさせていただきたいと思います。お手元にあります資料で、監査報告、四半期の監査も行うということで、平成25年度から日本郵政グループ全体の四半期決算監査の体制が整うということだと理解をしておりますけれども、それについては、そのとおりであるということでした。

学資保険について、例えば祖父母が契約することはできないのかという質問につきましては、現行の学資保険の契約者の保障があるので、65歳という年齢制限が現在あるのだそうです。今度改定をすれば、この65歳の年齢制限がない商品を選択することが可能になるということです。委員の方からは、学資保険

については、現在、契約者の年齢制限が 65 歳となっているが、これを今度の改定で契約者の保障をなくした年齢制限のないタイプも選択できるようにするという話がありました。委員からは、祖父母が契約者となることも想定し、日本はお金を持った高齢者が多いという社会情勢もあるので、年齢制限がなく利用できるが良い、という意見がありました。

住宅ローン関係でありますけれども、この前から説明を受けておりますのは、まず 82 店舗から 233 店舗まで段階的に展開していくという説明が本日もございました。それについては、段階的という文学的な説明ではなくて、一体どんなスケジュールで広げていかれるのかということについて、もっと具体的にお話ししてもらえないだろうか。つまり、どの段階から 82 店舗から何店舗ぐらいまでいくのかとか、あるいは 233 店舗になるのはいつ頃までにと話だとか、そんなことについては即答できないということだったので、なるべく早くそれについての回答が欲しいということにしております。

それと同時に、目的別あるいはカードローンにつきまして、上限金額を現在も 500 万円と設定している部分がほとんどですけれども、そういう制限というものは、そのまま継続するビジネスモデルで考えておられるのかどうかということについても、はっきりとした今後の計画を開陳してほしいというお願いもしてあります。

今、御説明したようなゆうちょ銀行関係の店舗数の問題と、ローンの金額の上限という問題については、2、3 日のうちに返答をいただくと考えております。

今、言い足りない部分があるということでメモが入りましたが、ローンの上限についてはどんな形で上限設定をするのかということについても、色々目的別だとかあるいはカードを増額だとか、そういうことで、具体的に金額の話をしてほしいということをお願いをしているということでもあります。

それから、事務局に私ども委員会の方から依頼して、もう一度、法で決められているユニバーサルサービスというものについて、具体的な説明を聞いたわけでございます。それについては、皆さん方のお手元に資料がございますので、それを見ていただければありがたいということでもあります。これは頭の整理を一度しておきませんか、法律でもユニバーサルサービスと書いてあるけれども、これは本当にユニバーサルサービスとして法で決められているものはどの範囲なのかということ、もう一回はっきりとした形で出してもらったということです。委員の皆さん方は頭の整理としては非常に勉強になったということです。これはいずれ私どもの方から意見を出すときに、もう一度確認もしておきたいと思っています。

最後に、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の今の新規業務の話の論点整理をさ

せていただきました。これは前にも申し上げましたけれども、委員全員が合意しましたものは、「暗黙の政府保証」というものについては、従来の私どもの前の郵政民営化委員会でも同じ態度であったわけですが、現在は存在していないということで、従前どおりその方針を私どもも貫いていきたいということがあります。しかし、存在しないということと言い切っているだけではなくて、折に触れて、政府保証というものはないのだということもPRする必要があるのだろうということも、同時に考えなければいけないと思います。

株式処分の方針の明確化につきましては、色々論議もいたしました。この前の記者会見の時に、私は現状において今の方針をとらざるを得ない金融二社の上場については、一応理解ができました、まだ、委員全体が納得した状態にはなっていないと申し上げましたけれども、本日、改めて委員で合議をいたしました結果、現状において金融二社の株式処分の方針については、今、日本郵政から説明のあったような形、つまり50%以上になるときに金融二社の株式処分については明確化するという事。それまでの間は、法で決められているように、金融二社の上場をなるべく早くすることが法律の中では書いてありますから、なるべく早くというタイムスパンがどのくらいかよく分かりませんが、いずれにしても、50%ぐらい親会社の方の株が売却された場合、そのときには必ず金融二社の方針についてはっきりすると解釈したということがあります。

それから、規模の問題については、やはり地域性と公共性を考えて、基本的に利用者利便を確保することが目標なのであって、規模を大きくする小さくするという事は、現在、検討する必要はないということでした。

業務遂行能力と業務運営体制につきましては、現状で少なくとも見えている範囲では、相当に努力をしているということはお分かりですが、社会情勢の変化あるいはお客様の御要求だとか、色々なことがありますので、そういうことも考えながら、継続的に見直しをしていく、あるいは見ていく必要があるだろうということでもあります。

学資保険の件でございますけれども、順番からいうと、学資保険についてまず結論を出していくということ。それが私どもの委員会としては必要ではないかということも改めて合意をいたしました。その次に、個人向けの貸付けと損害保険募集と法人向け貸付け、あと三つうち銀行関係があるのですけれども、これについては、個人向け貸付けと損害保険の募集について、この二つは一括して検討して結論を出していく。一番最後に、法人向け貸付けについての結論を出すという順番でさせていただきたいということでもあります。これは所見で私どもが最初に出させていただいた観点から言えば、自ずからそういう順番になるのだろうと考えているところであります。

あと合意に至った点は、次に集まるときには、何とか学資保険については結論が出せればいいという気持ちは共有いたしました。本当に出せるかどうかは、色々な文言その他の検討もございますし、どうなるかまだ最終的に何日までにということは申し上げられませんけれども、できる限り早く結論が出せるものなら出したほうがいいということで考えているということでもあります。

一応、皆様方に御披露する点はこんなところですよ。

次回の委員会ですけれども、未定であります。中旬には次の委員会をして、そこでこれから先の進め方についても、もう一度御説明をしたいし、うまくいけばというか全体の準備が整えば、学資保険についてどうするかということの結論が出せればいいと思っています。

一応、そんなところですよ。

○記者

今日の委員会の位置付けなのですよけれども、学資保険等々を含めて、意見聴取だけではなくて、審議をスタートしたということなのか。先ほどから学資保険については、かなり結論を急がないといけないという説明に受け取れたのですけれども。

○西室委員長

急がないといけないという説明をしたつもりはないのですけれども、私どもとしては、今、出ている申請の中で、一番最初に手を付けるものは学資保険であろうということで、それに手を付けることをいよいよ始めましたということです。

○記者

今月中にとか、西室委員長の中での結論を出すスケジュールのイメージというものはおありでしょうか。

○西室委員長

イメージ的に言えば、政治情勢がどうだからということをお案する必要は、正直言うと、私どもはないのだろうと思います。

ただ、当分ごたごたしている状況の中で、私どもの審議をどう進めるかということについては、政治情勢をお案するようなことは考えずに、私どもができる範囲でできる限り早く結論を出していくということを目指したいということです。

お尻が切れた、つまり期限はここまでということをお意識の中で考えるよりは、個別に審査をしっかりとすることが一番の目的ですから、今回順番を付けましたので、一番最初の学資保険は、本日、それについての最初の討議も始めましたので、正直言うと、次回には結論が出せると思いますけれども、まだどういう最終的な結論になるか分からないので、できる限り出したいというレベ

ルまでいっているところです。

ですから、全体のスケジュール感については、まだ分かりません。

○記者

学資保険については、次回にできる限り結論を出したいというお話で、ほぼオーケーを出すという方向性ということでもいいのですか。

○西室委員長

そうですね。今、結論を出す前に方向性の話をしてしまうと、ほとんど次回には観客がいなくなるといけないからというのは冗談ですけれども、いずれにしても、まだ結論が出ておりませんので、方向性を今、お話しするのは早過ぎると思います。

○記者

前回までに日本郵政グループ側に疑問点を再説明してくださいと要請していた点については、今日出たものもありますし、今日出尽くさなかったものは2、3日で回答してくれるということですね。2、3日というのは、委員会を開かないけれども、回答してもらうということですか。

○西室委員長

委員会をわざわざ開いて御説明ということになると、合わせて20人近くお見えいただくので、そういう大げさなことは必要ないから、今、残っている質問事項についての回答は2、3日のうちに出していただければ、我々はこれから先、審議には時間を掛けざるを得ないと思っていますので、それをお願いをしたということです。

○記者

では、日本郵政グループ側からの説明云々はもう終了ということでもいいのですか。

○西室委員長

まだ終了ではないと思います。まだ、これから先、私どもも全部の資料が集まったということで始めるのではなくて、始めてみて、資料が十分かということは途中からも出てくる可能性があります。ですから、もうこれで全部資料をもらったからという段階を踏んでいたら、いつまでたっても始められないことになってしまうので、その分はほとんどそろったということは事実ですから、見切り発車をしますということです。

○記者

済みません。先ほど金融二社の株式処分の方針について、他の委員の方と共有したというのか、解釈をしたというお話があったと思うのですが。

○西室委員長

解釈したというよりは、理解した、現状であそこまでしか言えないだろうな

ということについては、納得をいたしましたということです。

○記者

委員の皆さんでということですね。

○西室委員長

この前は、私としては理解をしたけれども、委員全員が納得したという状況ではありませんと申し上げました。今回は、そういう意味では委員の皆さん方が、このレベルの回答で先に進むべきだと納得をしたということです。

○記者

金融二社の件については、下地大臣が先日、今回の2分の1売却に近づいたら検討という現状の計画ではなくて、2分の1売却した時点で上場できるようにするというのを日本郵政グループに指示したということですが。

○西室委員長

下地大臣からそういうお話があったことは事実だと思いますけれども、そういうことがあったということをお聞きしていたのですが、実際問題として、何で2分の1と言っているかということ、民間資本が2分の1になるということは、つまりデシジョンメイキングに民営化の実が上がるようになったということが2分の1という意味だと思うのです。ですから、その前から関係なく準備を進めてしまうということは、必ずしも好ましいことではないでしょう。

ただし、はっきりと新しい株主構成になって、民間資本が50%になったときに、それから始めたのではとても間に合わないから、その準備だけはしておいてくださいと下地大臣はおっしゃったのだと思います。それは正しいし、そうすべきだと思います。

これでいいですか。

○記者

済みません。先ほどの関連で、次回の学資保険の件で結論を出せたらいいとおっしゃったということは、つまりオーケーを出すに当たって、現時点で大きなハードルとなりそうなことは特に見当たらないという御認識をしたということですか。

○西室委員長

現状では、大きな意味のハードルはまだ見出しておりません。ただし、生保協会からもう一回説明したいというお話もあるので、それについて、その内容をもう一度お伺いするということはやりたいと思っています。

これも正式に委員会を開いてやるという手続をやっていると、必ずしも委員の皆さん方もみんな集まらなくてはいけない話になりますから、どういう論点が新しい論点として出てきたかということをはっきりと言っていたきたいというお願いをしています。それがもしかしたら、ハードルになるのかもしれない

い。

○記者

学資保険については、早ければ次回にという話ですけれども、それ以外のうち銀行の三つに関しては、前回の会見の時には、年内に結論を出せる可能性があるとおっしゃったのですけれども、そのスケジュール感は何か変わりますか。

○西室委員長

スケジュール感は先ほど申し上げたとおりです。まだ、本当に審議を本格的に始めているわけではないですから、今、申し上げるのはちょっと早過ぎると思います。

ただ、年内にはもちろん結論を出すつもりで、私どももできればなるべく早く一つ一つを解決して、少しは余裕のある年末年始を送りたいと思っています。

○記者

確認ですけれども、生保協会からのヒアリングは、委員会を開くのではない形で意見を聞いて、その上で恐らく今月中旬とかになるのだろうということですか。

○西室委員長

これはヒアリングをきちんとやらなくてはいけないほどの大きな 이슈があたりになるのだったら、ちゃんと御説明はお願いしなくてはいけないです。何しろ言いたいことがあるからヒアリングしてくれというお話ではなくて、具体的にどういう点が今までの御主張と違うのですかと。今までの御主張については、私どもも十分理解はいたしましたので、それ以外の論点でお話があるでしたら、それをきちんと明示していただけませんかということをお願いしています。

ということは、逆にいうと、いちいち何か問題があるからヒアリングを開いてくれとあって、いちいち開いていたら、それこそ生保協会さんだけではなくて、他の方もそういうことをおっしゃいます。そういうときに、そのたびに委員会を開くわけにはいきませんので、前例としてそういうやり方をしない。つまり、リクエストがあったからヒアリングをすぐやりますということは、できればやらないで済ませたいと思っています。

○記者

そうすると、生保協会から意見を聞いた上で、次回の委員会を開いて、そこでかんぽ生命の学資保険については結論を出す。

○西室委員長

ですから、この次の時に集まって、今までそれなりの検討は始めています。我々としては、十分な資料はいただいたと思っていますけれども、ただ、生保

協会からさらにもう一回言いたいことがあるので、ヒアリングを開いてくれな
いかというお話があったので、その言いたいことというものは何ですかという
ことを、今、お問い合わせをしているところです。

つまり、ヒアリングの後の結果で皆様方にお話ししたとおり、大体法律が変
わったのがけしからぬに近いような部分が猛烈にあって、新しい事実関係がほ
とんどないような、その繰り返しを何回もやっても時間の浪費にしかなら
ないと思うのです。ただし、いろんな問題があるという御指摘でしたら、そ
れは謙虚に伺う必要があるということも私どもの立場です。

○記者

認可の流れの中で、郵政民営化委員会と金融庁、10月12日の資料を見たら二
つ流れがあって、最後に一つにまとめるみたいな感じですがけれども、金融庁の
担当部局と日本郵政グループは、保険業法と銀行法についての論点というもの
をずっとキャッチボールして、話し合っていると聞きまして、それについて日
本郵政グループからその状況とかを西室委員長の方に説明があったとか、そう
いうことはないですか。

○西室委員長

現在の金融庁との直接のキャッチボールについての内容の開示は求めており
ません。というのは、これは金融庁の監督下にあるゆうちょ銀行とかんぽ生命
保険ですから、そのゆうちょ銀行とかんぽ生命保険が当然のことながら、今回
の事案も含めていろんなキャッチボールがあるわけで、それをいちいちこちら
に報告しろということは求めません。

○記者

西室委員長は、下地大臣が西室委員長の権限の強さというものをすごく強調
されていたのですけれども、そうすると、逆に金融庁からの厳しい意見とかが
あったとしても、大丈夫な可能性があるのですか。

○西室委員長

金融庁から、明示的にこちらの委員会にあえてこういうことに注目してくれ
というお話があれば、それは尊重して検討させていただきますけれども、この
前ヒアリングはやらせていただいて、相当詳細にわたってのお話は聞きました。
それ以上のものがあれば、また金融庁の方から問題提起をしてくださると思っ
ていますから、現状では、追加して金融庁からそういう問題提起はないとい
うことです。

ですから、現在いただいている範囲で、私どもとしては金融庁のポジション
は分かりました。それも勘案しながらの結論になりますということです。これ
から、審議の途中で金融庁からこういうことがあったということがあれば、当
然言ってきてくださるでしょうし、私どもは金融庁がおっしゃっていることで、

少しこの点ははっきりとしてもらいたいということがあれば、お伺いするという事は当然、そういうやりとりはこれから先もあり得ると思います。

○記者

済みません。先ほどの「暗黙の政府保証」についての整理は、現在は既に存在していないという見方ですか。

○西室委員長

もう5年ぐらい前から、それは存在していないと郵政民営化委員会は言ってきております。私どもの前の委員会も継続的にそういうポジションで理解もし、お話もしておりました。それを変更することは現状では考えていないということです。つまり、ないということです。

○記者

なぜ聞いたかという、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険は4月からといっています、法律には金融二社の株式の民間保有の進展具合を考慮すると。

○西室委員長

これは法律の条文を正確にお読みいただきたいと思いますが、具体的なタイムスケジュールのお話は要求されていないし、その方針について、いつまでにとということも決まっていなくて、そういう極めてオープンな、私は法律を批判する立場にはありませんが、あの法律で言われている範囲で、できる限りの説明は尽くしたと現状では理解しています。

○記者

要するに、何が聞きたいかという、100%政府出資が続いている状況で新規事業が始まるということ容認するのかしないのかということです。

○西室委員長

100%というのは。

○記者

持株会社も金融会社も両方100%政府が保有している状況で、4月から仮に認めるとすれば、新規事業は始まってしまおうと。

○西室委員長

そのとおりです。それは何のために株式上場のスケジュールを開示してもらい、それについて、それでは聞き足りないからこういう点をきちんとやってくださいと。今日の資料にも付いていますけれども、監査はどうするのですかとかということがあります。そういうことについても、しっかりとした説明を受ける。

法に決められた方向性はしっかりと確保されているし、全体について、株式上場をしますという意味表示もしっかりしています。ですから、そこまでやれば、100%保有というものが続いている状態でも、申請を認可するという事は

やっていいのだと理解しています。

○記者

西室委員長も民間の方なので、IPOの地合いとかIPOというものがどういう状況で行われるか、もしくはその行われないうリスクがあるかということをよく御存じだと思っております。

○西室委員長

私は証券取引所の会長、社長をやりましたから、色々知っているつもりでございます。

○記者

そういうリスクを踏まえても、そうだとおっしゃいますか。

○西室委員長

リスクとおっしゃるけれども、必ずIPOはしますということは意思表示もし、法律にも決められています。ですから、これは必ずするのです。具体的にはどうしますかということは今聞いて、そのスケジュール感その他については理解をし、納得もしました。そこまでいけば、やはり認可していいと思います。

○記者

少なくとも2年半は100%出資のまま新規事業はスタートすると。

○西室委員長

私どもは5月に就任しましたので、2年半たつと委員の任期が終わってしまいます。逆に簡単に言うと、実際にIPOが行われず何もやらないということだったら、私どもはやることがない。どうして委員会を作ったかということ、色々な状況の中で、法で求められていることがどう進展しているかということを中心にチェックしながら、その中で認可申請が出てきたら、それを審査し、審議して、それをどういう条件で容認するかというのは、やらざるを得ない義務を負っているとむしろ思います。

その上でIPOの話になると、株主は財務省ですから、財務省の判断もいろんなところで出てくるでしょう。

よろしいですか。

どうもありがとうございました。